

幌加内町持ち家建設促進条例

(目的)

第1条 この条例は、自己の居住の用に供するため、幌加内町内に住宅を建設する者及び従業員の居住の用に供する住宅（以下「雇用促進住宅」という。）を幌加内町に建設する企業等に対し、必要な助成措置を講ずることにより、住環境の向上と定住の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供するために建設又は購入する住宅をいう。
- (2) 特別住宅 規則に定める住宅をいう。
- (3) 雇用促進住宅 企業等が従業員の居住の用に供するために建設する住宅をいう。
- (4) 助成措置 住宅及び雇用促進住宅の建設及び購入費に対する助成（以下「奨励金」という。）をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例による助成措置の対象者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 奨励金の交付対象者は、住宅を建設又は購入する者及び雇用促進住宅を建設又は購入する企業等で、規則に定める要件を備えている者であること。
- (2) 公租公課を完納している者であること。
- (3) 町長が指定する要件を備えている者であること。

(奨励金の額及び交付時期)

第4条 奨励金は、毎年度予算の定める範囲内において、建築竣工後評価する課税標準額又は購入した時点の課税標準額（以下「課税標準額」という。）に対して、次の各号に定める補助率以内の額とする。

- (1) 雇用促進住宅建設奨励金 当該雇用促進住宅に係る課税標準額の5分の4以内の額とし、1戸当たり700万円を限度としたものに、建設地に係る評価額の2分の1以内の額を合算したものとする。
- (2) 持ち家建設促進奨励金 当該住宅に係る課税標準額の100分の20以内の額とし、

200万円を限度としたものに、規則に定める加算額を合算したものとする。

2 奨励金は、1万円を単位とし、事業完了年度において一括交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けた場合速やかに審査し、適正と認めるときは申請者に交付の決定を通知しなければならない。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長が特別に認めた場合を除く。

(1) 偽り、その他不正手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) この条例に定める事項に違反したとき。

(3) 交付決定を受けてから5年以内に転売又は喪失したとき。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。